

はじめに

近畿厚生局は、国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを守るため、近畿地区2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の政策実施機関として、国民の皆様に身近な、健康、医療、福祉、年金、さらに覚醒剤や危険ドラッグ等麻薬取締、健康危機管理などに関する業務を行っております。

平成26年4月には、急速な少子高齢化の進展等により社会保障費の増加が避けられない状況であることを踏まえて、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成に向け、税制抜本改革法に沿って、消費税率が8%へ引き上げられ、消費税増収分は、すべて社会保障の充実・安定化の財源に充てることとされました。今後も、子供・子育て支援、医療・介護、年金など、国民の安全・安心な暮らしに関係する様々な制度改正が予定されています。

当厚生局は、これらの制度改正の所期の目的を達成するため、所管業務に関し、施行業務を円滑に実施するとともに、公平・公正な制度運営に努めてまいります。

近畿厚生局は、今後とも近畿地区における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指してまいります。これらを通して、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えていきたいと考えています。

本書は、平成27年度へ向けて実施した近畿厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲及び近畿地方年金記録訂正審議会の設置に係る準備業務をはじめ、平成26年度に近畿厚生局が実施した業務の内容や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様や地方自治体をはじめとした関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成27年7月

厚生労働省近畿厚生局長
山本 光昭